

○環境省告示第七十三号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）別表第一第一号ニ、第二号ロ及びニ、第三号ロ及びニ並びに別表第一の二第十三号の規定に基づき、国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質（平成十八年十二月環境省告示第四百零八号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月五日

環境大臣 石原 伸晃

第二号の表中(26)を(31)とし、(21)から(25)までを(26)から(30)までとし、(20)を(24)とし、(24)の次に次のように加える。

(25) ぶどう油

第二号の表(19)を同表(23)とし、同表(18)中「メチルアルコール溶液」の下に「又は他の海洋環境の保全の見地から有害である物質若しくは有害でない物質と混合している状態で輸送されるもの」を加え、同表(18)を同表(22)とし、同表中(17)を(21)とし、(16)を(19)とし、(19)の次に次のように加える。

(20) テレフタル酸ジ—ニ—エチルヘキシル

第二号の表中(15)を(18)とし、(14)を(16)とし、(16)の次に次のように加える。

(17) 水酸化アルミニウム、水酸化ナトリウム及び炭酸ナトリウムの混合溶液（

一〇

濃度が四十重量パーセント以下のものに限る。)

第二号の表中(13)を(15)とし、(12)を(14)とし、同表(11)中「混合物」の下に「であって、他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるもの」を加え、同表(11)を同表(12)とし、同表(12)の次に次のように加える。

(13) ジプロピレングリコールジベンゾアート（他の海洋環境の保全の見地から

一〇

有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。)

第二号の表中(10)を(11)とし、(6)から(9)までを(7)から(10)までとし、同表(5)中「エステル」の下に「(アルキル基の炭素数が十八から二十八までのもの及びその混合物に限る。)」を加え、同表(5)を同表(6)とし、同表(4)中「カルシウム塩」の下に「(アルキル基の炭素数が十八から二十八までのもの及びその混合物に限る。)」を加え、同表(4)を同表(5)とし、同表中(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)を(2)とし、(2)の前に次のように加える。

(1) アマナズナ種子油

一

第三号の表中(6)を(10)とし、(5)を(9)とし、(4)を(8)とし、(3)を(5)とし、(5)の次に次のように加える。

(6) ポリ（L-アスパラギン酸）のナトリウム塩水溶液（他の海洋環境の保全

〇

の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送さ

れるものに限る。)

(7) 無水マレイン酸及びプロパーニ―エン―スルホン酸ナトリウムの共重合体の溶液

第三号の表中(2)を(4)とし、(1)を(3)とし、(3)の前に次のように加える。

(1) アクリル酸及びエテンスルホン酸の共重合体のナトリウム塩並びにホスホン酸塩の混合溶液

(2) エチルターシヤリペンチルエーテル

第四号の表中(4)を(5)とし、(1)から(3)までを(2)から(4)までとし、(2)の前に次のように加える。

(1) アクリル酸及びジアリルジメチルアンモニウムクロライドの共重合体のナトリウム塩水溶液 (分子量が千五百から四千までのもの及びその混合物であつて、他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。)

○

○

○

○